

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和4年11月22日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 千 葉 恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

## 原告準備書面（18）

### 【まちだ市民クラブ】

本書面では、補助参加人まちだ市民クラブ（以下「市民クラブ」という）の準備書面（2）の電話代に関する部分及び準備書面（3）に対する反論をおこなう。

### 目次

第1 調査研究費.....	3
1 スポーツ施設における駐車.....	3
(1) C17-146 全国車椅子バスケットボール大学選手権.....	3
(2) C16-147 わんぱく相撲.....	3
(3) C14-148 等 町田市バトミントン連盟総会.....	4
(4) C14-154 等 老人クラブ輪投げ大会.....	5
(5) C15-71 等 ソフトボール連盟大会等（追加主張）.....	6
(6) C15-53 等 ダンス初心者講習会（追加主張）.....	8

2	立川市内での連合東京の会合への参加.....	9
	(1) 使途基準との関係について.....	10
	(2) 政治的な活動であること.....	10
3	多摩市内での民進党の大会への参加.....	13
	(1) C16-159、C16-160 (パルテノン多摩).....	13
	(2) C15-70 (パルテノン多摩) (追加主張).....	14
4	選挙期間中の駐車場利用.....	15
	(1) C17-94.....	15
	(2) C17-47.....	15
5	佐藤和彦議員の西八王子における駐車 (追加主張).....	16
第2	広報費.....	17
	1 とんぼ製作所 (C14-552～563、C15-481～490、C16-477～488、C17-455～465) .	17
	2 小関議員の広報費の支出 (追加主張).....	20
第3	通信運搬費.....	22
	1 佐藤和彦議員による切手の購入.....	22
	(1) 平成26年度の切手の購入について.....	22
	(2) 平成27年度の切手の購入について.....	23
	2 電話代等.....	23
	(1) わたべ議員の電話代等の支出.....	23
	(2) 谷沢議員の電話代等の支出.....	24
	(3) 石井議員の電話代等の支出.....	25
	(4) 田中議員の電話代等の支出.....	26
	(5) 森本議員の電話代等の支出.....	27
	(6) 戸塚議員の電話代等の支出.....	28
	(7) 小関議員の電話代等の支出.....	29
	(8) 河辺議員の電話代等の支出.....	30
	(9) 佐藤和彦議員の電話代等の支出.....	31
	(10) 支出した議員名が明らかにされていない支出.....	32

## 第 1 調査研究費

### 1 スポーツ施設における駐車

#### (1) C17-146 全国車椅子バスケットボール大学選手権

C17-146	08/12	不明	100	町田市立総合体育館第 1 駐車場 10 時 01 分～11 時 14 分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私 的利用 土曜日	15 - 1	72
---------	-------	----	-----	--	----------------------	--------------	----

上記の駐車代は、森本議員が「第 16 回全国車椅子バスケットボール大学選手権」を観戦するために総合体育館に行ったときのものである（甲 155）。原告準備書面（13）において「第 14 回全国車椅子バスケットボール大学選手権」と記載したが、「第 16 回」の誤りであるので訂正する。

なお、森本議員は、第 14 回大会が開催された平成 27 年 8 月 15 日にも同大会を観戦し、その様子をブログ（甲 45）に書き記している。この観戦の際も、同議員は総合体育館の駐車場に駐車（9：28～12：11）し、駐車料金を政務調査費として計上している（甲 13-1、167 頁左上）（本件訴訟の対象外）。

#### (2) C16-147 わんぱく相撲

##### ア わんぱく相撲について

市民クラブは、戸塚議員が、町田市総合体育館で開催された「わんぱく相撲町田場所」のために駐車したものであることを認めたとうえで、それを「政務活動の一環である」と主張している。

しかしながら、上記の大会は多数の小学生とその保護者らが参加しておこなうイベントである。参加者も「わんぱく相撲」に参加することを目的にそこに集まっている。こうしたイベントに同議員が参加したことを「調査研究活動」のためと認めることはできないし、「情報収集」のためとも認められない。

##### イ 町田青年会議所の活動であること

市民クラブは、青年会議所の活動を会派の政務活動（政務調査活動）と同視しようとするが、青年会議所は個々人が自主的に参加する団体である。町田青年会議所のホームページによれば、青年会議所は

「20歳から40歳までの志の高い青年経済人によって『奉仕』『修練』『友情』という三信条のもと、『明るい豊かな社会』の実現を目指す青年団体」

とされている（甲156-1）。こうした同じ志を持った個人が集う場所が青年会議所なのであり、戸塚議員も「志の高い青年経済人」として同組織に加入したのである。平成28年当時、同議員は町田青年会議所の専務理事の立場にあった（甲156-2）が、上記大会の運営に携わっていたのも青年会議所の役員として行ったものである。同議員がこの組織でおこなう活動は、市民クラブの会派の一員として、その調査研究活動の一環として行うものとは言えない。

市民クラブは、上記大会が町田市の後援を受けていたことをもって、「公益性が高い事業であった」などと主張しているが、市の後援を受けることはさほど難しいことではない。実際、多数のイベントが市の後援事業としておこなわれており、私的な目的に基づくものではなく、参加料を徴収する会合でなければ、比較的容易に後援を受けられる。例えば「みんなの歌声コンサート」（甲157）も市の後援事業とされている。市の後援事業であることは公益性の高さを何ら物語るものではない。同様に、市長が上記大会で挨拶をおこなったことをもって、上記大会への参加が「調査研究活動」に変わるわけではない。

### (3) C14-148 等 町田市バトミントン連盟総会

C14-148	04/27	佐藤	150	サン町田旭体育館駐車場（旭町3-20-60）11時53分～14時21分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日	12 - 1	176	中 右
C15-52	04/19	佐藤	100	サン町田旭体育館駐車場 11時26分～13時18分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日の昼	13 - 1	73	下 右
C16-155	04/17	不明	100	サン町田旭体育館駐車場 11時53分～13時34分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日	14 - 1	85	下 中

上記の3つの駐車は、町田市バトミントン連盟の総会に参加するためのものである（上の2つは市民クラブも認めている。C16-155については自民党長村議員の行動記録（甲86-3）にその旨の記載がある）。

町田市バトミントン連盟は、市内のバトミントン関連の組織が加入する団体であり、佐藤和彦議員は平成26～28年度に同連盟の副会長を務めていた（甲12-

3、384頁、甲13-3、448頁、甲14-3、284頁)。

同連盟は、市内のバトミントンクラブの活動を紹介するとともに、大会を催している組織である(甲158)。佐藤和彦議員は、同連盟の副会長としてこうした活動にかかわっていたのであって、会派がおこなう「調査研究活動」のために連盟の大会に参加したわけではない。

市民クラブは、同議員が平成26、27年当時、市議会の健康福祉常任委員会委員長の職にあったことを取り上げるが、同議員は同委員会の委員長としてバトミントン連盟の総会に参加したわけではない(平成28年度は同委員会の委員長ではなかったが、例年通り総会に参加している)。仮に、議会の委員長として参加していたとしても、それは議会の活動であって、会派の活動とは言えない。

#### (4) C14-154 等 老人クラブ輪投げ大会

C14-154	01/16	佐藤	100	サン町田旭体育館駐車場 09時48分～10時53分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私 的利用 土曜日	12 - 1	201	上 左
C15-62	01/22	佐藤	100	サン町田旭体育館駐車場 09時43分～10時43分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私 的利用 金曜日午前	13 - 1	87	下 左

市民クラブは、上記の駐車が町田市老人クラブ連合会の輪投げ大会に参加するためのものであったことを認めつつも、佐藤議員が同大会に参加した目的を「出場した高齢者らと意見交換を行う」ためのものであった、と主張している。しかしながら、上記大会は高齢者の間の交流・親睦を図るためのものであり、高齢者らは佐藤議員と「意見交換」をおこなうために同大会に出席したわけではない。レクリエーションの一環として参加した人々との間で何らかの話をするを「調査研究」と評価する余地はない。

市民が集まる場所に顔を出して名前を覚えてもらうことが、議員にとって重要であることとしても、それは議員がおこなう政治的な活動の一部であり、会合への出席を「調査研究活動」や「情報収集」の一環とすることはできない。

(5) C15-71 等 ソフトボール連盟大会等（追加主張）

ア ソフトボール連盟の大会

C15-71	04/05	佐藤	100	町田中央公園駐車場 同上	・スポーツ施設の 私的利用 日曜日	13 -1	72	中
C15-72	04/05	佐藤	100	町田中央公園駐車場 時間の記録なし 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 日曜日	13 -1	72	下
C15-73	04/05	佐藤	100	町田中央公園駐車場 同上	・スポーツ施設の 私的利用 日曜日	13 -1	73	上
C15-74	09/06	佐藤	100	町田中央公園駐車場 同上	・スポーツ施設の 私的利用 日曜日	13 -1	81	上
C15-75	09/06	佐藤	100	町田中央公園駐車場 同上	・スポーツ施設の 私的利用 日曜日	13 -1	81	中

（網掛け部分は修正届が提出されたもの）

上記の町田中央公園における駐車は、佐藤議員が町田市ソフトボール連盟の春季・秋季大会に参加するためにおこなったものである。

すなわち、平成27年4月5日の春季大会には佐藤議員は選手として大会に参加した（甲159）。この大会のために同議員は3台分の駐車場代を計上していたが、これは同議員が他の者の駐車料金も計上したことを示している。

同年9月6日の秋季大会にも、佐藤議員は「監督兼選手」として参加した（甲160）が、この日も2台分の駐車料金を計上した。

佐藤議員は、平成28年には「野球に復帰」し（甲161-1）、令和4年のブログ（甲161-2）でも、「地元の仲間と楽しくソフトボールをこれからもやりたいと思います」と書き入れている。同議員は、町田市ソフトボール連盟南地区運営委員会顧問を務めていた（甲12-3、384頁、甲13-3、448頁、甲14-3、284頁）。こうした野球やソフトボールへの注力は、あくまで個人的な

思いでやっていたものであって、それを「会派がおこなう調査研究」と認めることは困難である。

なお、以下のC16-154も、同議員がソフトボール連盟の理事会に出席するためのものと強く推測される（自民党長村議員の行動記録（甲86-3）にその旨の記載がある）。

C16-154	02/19		150	サン町田旭体育館駐車場 17時42分～20時16分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私 的利用 日曜日（夜間）	14 — 1	239	下 中
---------	-------	--	-----	--	-----------------------------	--------------	-----	--------

#### イ 少年野球連盟の総会

佐藤議員は、町田市の少年野球連盟の幹事も務めている。以下の駐車場代は、同連盟の総会に出席したときのものである。

C14-149	07/06	佐藤	100	サン町田旭体育館駐車場 14時43分～16時18分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 日曜日	12 — 1	185	上 中
---------	-------	----	-----	--	-------------------------	--------------	-----	--------

佐藤議員は、自身のブログ（甲162）において、この総会について、

「今後は軟式野球連盟の皆さんとも連携して、町田の野球環境をより良いものにしていくため、微力を尽くしてまいります。」

との決意を語っているが、そこからは「野球のために尽くす」という思いから同議員が少年野球連盟の仕事に携わっていることがわかる。

以上のように、佐藤議員の少年野球連盟やソフトボール連盟の活動への参加は、自身の個人的な志に基づくものである。同議員は、野球の強豪校として知られる日大三高の野球部出身であり、同校の卒業後も少年野球などに献身しているだけでなく、自らも選手あるいは監督として試合に出場している。野球連盟などでの活動もこうした志の延長であって、会派の一員としておこなう調査研究活動と言えるものではない。

(6) C15-53 等 ダンス初心者講習会（追加主張）

C14-150	09/06	佐藤	250	サン町田旭体育館駐車場 17時37分～20時49分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 土曜日(夜間)	12 — 1	189	下 右
C14-151	09/13	佐藤	200	サン町田旭体育館駐車場 18時05分～20時50分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 土曜日(夜間)	12 — 1	190	上 右
C14-152	09/20	佐藤	200	サン町田旭体育館駐車場 18時01分～20時53分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 土曜日 (夜間)	12 — 1	190	中 中
C14-153	10/18	佐藤	200	サン町田旭体育館駐車場 18時12分～20時50分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 金曜日 (夜間)	12 — 1	193	上 左
C14-155	11/01	佐藤	200	サン町田旭体育館駐車場 18時27分～20時58分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 土曜日 (夜間)	12 — 1	195	上 右
C14-156	11/08	佐藤	200	サン町田旭体育館駐車場 18時08分～20時52分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 土曜日 (夜間)	12 — 1	195	中 右
C15-53	09/09	佐藤	250	サン町田旭体育館 14時 41分～17時56分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	82	上 左
C15-54	09/16	佐藤	250	サン町田旭体育館 14時 43分～18時02分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	82	中
C15-55	09/23	佐藤	200	サン町田旭体育館 15時 07分～17時59分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 火曜日 (祝日) 午後から 夕方	13 — 1	82	中 右

C15-56	09/29	佐藤	200	サン町田旭体育館 14時 57分～18時09分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	82	下 左
C15-57	10/07	佐藤	200	サン町田旭体育館 14時 49分～17時52分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	83	中 左
C15-58	10/21	佐藤	200	サン町田旭体育館 14時 56分～17時55分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	84	上 左
C15-59	10/28	佐藤	200	サン町田旭体育館 14時 53分～17時55分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	84	中
C15-60	11/04	佐藤	200	サン町田旭体育館 14時 54分～17時53分 「市政 相談」とされている	・スポーツ施設の 私的利用 水曜日 午後から夕方	13 — 1	85	上 左

今回、上記の駐車場の使用は、佐藤議員がダンス初心者講習会に参加するためにおこなったことが判明した。

すなわち、サン町田旭体育館では、「ダンススポーツ初心者講習会」が開催されていた（平成26年9～11月の毎土曜日の18時～20時45分、同27年9～11月の毎水曜日の15時～17時45分）（甲163）。上記の駐車時間は講習会の開催時間をほぼ一致している。そのうえ、佐藤議員は、平成26年6～7月のブログ（甲164）において、社交ダンスの練習をおこなっていること、ダンスパーティーに参加したことなどを記している。こうした事情に照らせば、佐藤議員は上記の初心者向けのダンス講習会に参加し、そのときの駐車料金を政務調査費として計上したことが強く推認される。

ダンス初心者講習会への参加は、会派がおこなう調査研究活動と言うことはできない。

## 2 立川市内での連合東京の会合への参加

原告は、原告準備書面（14）別表2において、市民クラブの立川市内における

駐車代の支出の多くが、連合東京が主催する会合へ参加するためのものであることを指摘し、それを証する証拠を提出した。

市民クラブは、原告の主張について何らの認否をおこなわず、会合への出席と政務活動のかかわりについて釈明を求めているので、以下のとおり回答する。

### (1) 使途基準との関係について

運用指針は、政務調査費・政務活動費として「支出できない経費」として、「政党の活動に属する経費」を掲げ、その例として「党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費」をあげている。

上記の基準は、政務調査・政務活動と政治的な活動を区別したうえで、後者の活動については政務調査費・政務活動費の支出を認めない、という趣旨に基づくものである。議員の活動範囲には、政務調査・政務活動だけでなく、政治的な活動が含まれているが、運用指針は両者を混同することを戒め、政務調査費・政務活動費の支出においては明確に一線を画すことを要求しているものと言える。

こうした運用指針の趣旨に照らせば、政治的な目的を追求するための活動に関して、政務調査費・政務活動費を支出することは、たとえそれが参加費、旅費、駐車場代といった類のものであっても許されないと解される。

### (2) 政治的な活動であること

#### ア 原告の主張の趣旨について

原告の主張は、市民クラブの議員が労働組合の組合員であることを理由とするものではなく、連合東京がおこなう政治的な活動に参加するものであることを理由とするものである。

#### イ 連合東京について

連合東京の正式名称は「日本労働組合総連合会東京都連合会」であり、「日本労働組合総連合会」（いわゆる連合）の下部組織である。

最上部組織である連合は、

「積極的に政治活動に参画することで、働く者の立場に立った政策・制度の実現をはかる」

という政策実現行動の実現も目指す組織として知られている(甲165)。連合は、

こうした理念・目標にのっとり、国政選挙だけでなく地方選挙においても、連合の推薦議員を決め、議員の選挙活動を積極的に支援している。それは下部組織である連合の関東支部や連合東京も同じである。

平成27年4月の統一地方選挙の際にも、連合の関東支部は民主党（当時）に所属する議員を中心に、多数の議員候補者を推薦し、選挙活動を応援した（甲166）。立川市内において、同年2月19日に開催された連合東京の三多摩ブロック協議会の会合（甲129-2）では、出席者一同が「統一地方選の完全勝利を満場一致で確認」したが、ここにも連合東京の活動が政治活動と密接に結びついていることが端的に示されている。この会合では、選挙に臨む市議会議員らの候補者が壇上に立ち並び、「それぞれ決意表明」をおこなった（甲129-2）。

連合東京は、平成29年7月の都議会議員選挙でも、民進党（当時）に所属する候補者を中心に、多数の候補者を推薦し、選挙運動を支援した（甲167）。連合東京は、選挙時以外でも、東京都内の各市町村における推薦議員を自身のサイトで公表している。

連合東京の選挙支援を受けるためには、連合東京に加盟する労働組合から推薦を受けたうえで、連合東京との間で「政策協定」を締結する必要がある。この政策協定では、

『連合の政治方針』と『連合東京の運動方針』に賛同し、『政策・制度要求』実現などに協力・努力します」

「自らの選挙区における連合東京地域協議会を、唯一連携を図る労働団体として認識し、年間を通じ連合東京および当該地域組織が要請する諸活動に対し、積極的に協力・参加します」

という誓約を連合あてに行い、推薦を受けた議員は、連合東京の政策や制度要求の実現に協力・努力し、連合が要請する諸活動に常時、積極的に協力することになる。違約した場合は推薦を取り消され得る旨、政策協定に明記されている。

ウ 連合東京と市民クラブ所属の議員との関係

町田市においては、市民クラブ所属の戸塚議員と佐藤和彦議員が連合東京の推薦を受けている。両議員がいつから推薦を受けていたのかは定かではないが、少なくとも平成30（2018）年1月時点では推薦を受けていた（甲168）。

令和4（2022）年2月の市議会議員選挙の際にも、戸塚議員は、UAゼンセ

ン<sup>1</sup>東京都支部という労働組合の推薦を受けて、連合東京との間で政策協定を（再度）締結した（甲169）。佐藤議員も、自動車総連東京地方協議会という労働組合の推薦を受けて、同じ政策協定を連合東京との間で締結した（甲169）。佐藤議員は、トヨタレンタリース東京労働組合の組合員でもある。こうして、両議員は連合東京の推薦を受けたうえで、市議会議員選挙に臨んだ（甲169）。

また、選挙の直前（同年1月19日）に開催された「連合東京新春の集い」には、佐藤議員、戸塚議員、河辺議員がそろって参加した。同会合において、佐藤議員は「2月（の選挙）に向けての決意表明」をおこなった（甲170-1）が、他の議員も同様の「決意表明」をおこなったと推測される。甲170の3枚目の写真（甲170-2はそれを大写しにしたもの）には壇上に候補者が立ち並んでいるが、そこに写っているのは以下の議員である。

マイクを持つ人物 佐藤議員

後列右端の人物 戸塚議員

戸塚議員からスペース1人開けて左側の人物 河辺議員

連合東京は、選挙期間だけでなく、それ以外の期間も、両議員を連合東京の推薦議員として広報している（甲171）。

以上の経緯からもわかるように、連合東京と連携して政治活動をおこなっていた民主党（平成28年3月以降は民進党）所属の河辺、森本、佐藤和彦、戸塚の4議員にとって、連合東京の諸活動に参加することは、連合東京の政治的な活動に積極的に加わる意味があり、それは自身の選挙において連合による支援を受けるうえでも重要な意味を持っている。

立川市内で開催された連合東京の会合・式典に4人の議員が何度も参加した背景にはこうした事情が存在するのであり、こうした会合への参加は明らかに政治的な活動に該当する。

なお、市民クラブに属する佐藤議員、戸塚議員、河辺議員、石井議員、森本議員の後援会は、民進党の政治団体である「民進党東京都第23区総支部」から、平成29年にそれぞれ3万円（佐藤議員は3万9000円）の寄付を受けている（甲172）。

---

<sup>1</sup> UAゼンセンは「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟」の略称。

### 3 多摩市内での民進党の大会への参加

#### (1) C16-159、C16-160（パルテノン多摩）

ア 民進党の大会の参加のための駐車であること

市民クラブは、原告準備書面（14）別表2に掲げた以下の2つの駐車代（C16-159とC16-160）について、パルテノン多摩を利用するための駐車であるとは限らない、との主張をおこなっている。

C16-159	11/20	議員 名秘 匿	720	パルテノン多摩西駐車場 (多摩センター) 09時16分～12時15分「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設 ・長時間 2時間 59分の駐車	14 -1	194	中 左
C16-160	11/20	議員 名秘 匿	360	パルテノン多摩西駐車場 (多摩センター) 10時12分～11時23分「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設	14 -1	195	中 右

しかしながら、当日、パルテノン多摩では民進党東京支部の定期大会が開催されていた事実が判明している。同党の党大会が開催されている施設内の駐車場で、同党に所属する市民クラブの議員らが偶然にも他の目的で駐車した、という事態は極めて考えにくいだけでなく、2名の議員がほぼ同じ時間帯に駐車をおこなった、というのも「偶然」では説明できない。上記の駐車は、同党に所属する市民クラブの議員4名のうち2名が同党の大会に参加するために行ったものであることは明らかである。

甲130として提出した「くしぶち万里フォト日記」に掲載されている写真（4枚ある写真のうち左から2番目）を拡大してみると、紙を手にして立っている男性が佐藤議員であることがわかる。写真に写っている時計は10時47分ころを示している（甲130-2）。それでも駐車と党大会の開催との関連性を否定する、というのは、白を黒と言いくるめるに等しい主張である。

なお、市民クラブは、党定期大会への出席であったとしても「政務活動たりえる」とも主張しているが、党の定期大会に出席することは市政に関する情報交換を目的

とするものではない。運用指針では、「党大会参加のための旅費等」が「政党の活動に属する経費」とされ、「支出できない経費」と明記されているが、党大会への出席は明らかに政治活動であって、政務活動と認める余地はない。そのうえ、上記の党大会では、「どう自民党一強体制や改憲勢力2/3状況を崩していくのか」などの点について、活発な意見交換がおこなわれた、とされている（甲130）。こうした大会（議論）への参加が政治活動に該当することは明白である。

#### イ 議員の説明責任について

議員は公金の使途について説明責任を負っている。その責任の重さは、『2014年財政援助団体等監査の結果について』（甲27、5頁）でも次のように指摘された。

「公金（政務活動費）は条例・規則に基づき、組織（会派）に交付されており、組織（会派）の活動に充当されているかどうかを見る必要があります。組織のお金には、規律ある管理が求められると同時に出納の状況を組織内外に説明する責任が生じます。ましてや公金は、外に説明する責任を免れることはありません。そのためには会計帳簿が必要となります。」

ところが、本件訴訟において、市民クラブは「原告の立証が足りていない」などの主張に終始し、未だに支出議員名すら明らかにしようとしな。訴訟においてだけでなく、政務活動費の領収書の提出・公開の際も、市民クラブは平成28年度以降、支出した議員名をわからないようにしている。こうした姿勢は議員としての説明責任を一切顧みないものであり、公金を預かる者としてあるまじき態度と言うほかない。支出した議員名を記録にとどめなければ、市民クラブ自身が適正な管理をおこなうことができないはずである。それとも、支出した議員名を記録した二重帳簿（同会が提出している会計帳簿には支出した議員名が記載されていない）が存在するのであろうか。いずれにしても、同会派が説明責任を一切放棄した姿勢に終始していることは強く批判されなければならない。

#### (2) C15-70（パルテノン多摩）（追加主張）

佐藤議員によるパルテノン多摩での以下の駐車については、同議員の出身高校の吹奏楽部の演奏会を観るためであったことが判明した。

C15-70	01/30	佐藤	240	パルテノン多摩東駐車場 16時12分～17時08分 「市政相談」とされている	・商業施設 ・市外 ・土曜日の午後	13 - 1	87	下 中
--------	-------	----	-----	--	-------------------	--------------	----	--------

同議員は駐車の目的を「市政相談」と申告しているが、同議員のブログ（甲173）によれば、同日、「第44回 日大三高吹奏楽部定期演奏会」がパルテノン多摩でおこなわれたとされている。ブログには、「吹奏楽部の皆さんには野球部の応援でいつもお世話になっている」とか、「高校時代にお世話になった先生方にもお会いすることができ、充実した演奏会でした」などと書き込まれており、会派がおこなう調査研究活動とはおよそ無関係であることが明らかになっている。

#### 4 選挙期間中の駐車場利用

##### (1) C17-94

市民クラブは、谷沢議員によるC17-94の駐車代の支出について、厚木基地爆音防止期成同盟の会合に出席するためのものであった、との主張をおこなう。仮にそうであったとしても、原告準備書面（15）30頁以下で詳述したように、同同盟における活動は政務活動とは言えないものであり、支出が違法であることに変わりはない。

##### (2) C17-47

市民クラブは、議員名不明のC17-47の駐車代の支出について、「原告らが立証責任を果たしていない」などの主張をおこなっているが、上述のとおり、議員としての説明責任を全く顧みない主張と言うほかない。

市民クラブは、「平成30年2月当時も、かわらず政務活動をおこなっていた」との主張をおこなうが、C17-47の駐車がおこなわれたのは市議会議員選挙の投票日（2月25日）のわずか3日前（2月22日）である。選挙が迫る中、候補者である議員らは市内を走り回り、有権者へ必死になって支持を訴えていた、というのが事実であって、市民クラブの主張はまったく事実と反している。

駐車代が支出された2月22日、多摩市議が森本議員の選挙運動を応援するため

に駆け付けたが、同市議のブログには、森本議員が「選挙カーを路地裏すみずみまで走らせる」運動に邁進していた様子が綴られている（甲174-1）。

羽村市から森本議員の選挙活動の応援にかけつけた別の市議（大塚あかね議員）も、同日、森本議員が選挙カーで選挙運動をおこなっている様子を写真入りでブログにのせている（甲174-2）。

C17-47の駐車がおこなわれた鶴川駅付近は、森本議員が地盤とする地域であるが、この駐車も同議員の選挙運動に関するものであると推測される。

## 5 佐藤和彦議員の西八王子における駐車（追加主張）

以下のように、佐藤議員は八王子市内の西八王子駅・高尾駅付近において「現地調査」を理由とした駐車を繰り返しおこなっている。

C14-164	09/22	佐藤	600	八王子市散田町駐車場 時間は読み取れず。西八王子駅そばの駐車場 「市政相談」とされている	・遠方	12 - 1	190	下 右
C14-165	11/01	佐藤	100	エスフォルタアリーナ八王子駐車場 15時34分～16時57分「現地調査」とされている	・遠方 ・八王子市内の総合体育館・土曜日	12 - 1	195	中 中
C14-166	01/01	佐藤	800	八王子散田町駐車場 13時47分～21時25分 「現地調査」とされている	・深夜まで（元旦の深夜）・遠方 ・長時間 7時間半の駐車	12 - 1	202	上 右
C14-166	01/01	佐藤	800	八王子散田町駐車場 13時47分～21時25分 「現地調査」とされている	・深夜まで（元旦の深夜）・遠方・長時間 7時間半の駐車	12 - 1	202	上 右
C14-167	03/08	佐藤	400	八王子散田町駐車場 16時34分～18時24分 「現地調査」とされている	・遠方	12 - 1	206	中 中

C15-76	06/13	佐藤	800	高尾 GS パーク（八王子市初沢町 1278-2） 08 時 32 分～12 時 37 分 「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・土曜日 ・長時間 4 時間 05 分の駐車	13 - 1	77	下 左
C15-77	07/31	佐藤	100	高尾 GS パーク 14 時 55 分～15 時 08 分 「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・金曜日 ・短時間 わずか 13 分の駐車	13 - 1	79	中 左
C15-79	03/20	佐藤	300	高尾 GS パーク 12 時 55 分～14 時 01 分 「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・日曜日	13 - 1	89	中 左
C15-86	04/21	佐藤	200	ショウワパーク西八王子駐車場 12 時 56 分～13 時 25 分 「現地調査」とされている	・遠方・短時間 わずか 29 分の駐車	13 - 1	74	上 中
C16-12	07/18		400	八王子散田町駐車場 14 時 11 分～15 時 35 分 「現地調査」とされている	・市外	14 - 1	133	下 左

（網掛け部分は修正届が出されたもの）

このうち、C14-166 の元旦の駐車については修正届が出されているが、同議員のブログによれば、同議員はこの日、父の菩提寺である浄泉寺に行ったことが判明している（甲 175）。

同議員は西八王子付近の小・中学校の出身である（甲 168 の経歴書に記載されている）。同議員が西八王子付近において頻繁に「現地調査」を繰り返す必要が生じるとは考えにくい（同所付近には官公署などもなく、会議場などもない）。同所付近を頻繁に訪れているのは個人的な所要に基づくものとする（位置関係について甲 176 の地図）。

## 第 2 広報費

### 1 とんぼ製作所（C14-552～563、C15-481～490、C16-477～488、C17-455～

#### 465)

ア 補助参加人まちだ市民クラブ（以下「市民クラブ」という）は、「とんぼ製作所」がホームページの開設・管理運営などの業務をおこなう事業者である、と主張している。

イ しかしながら、原告の調査によれば、領収書に記載された住所地（茨城県猿島郡境町塚崎 2 5 3 6）には、「とんぼ製作所」という名前の法人は存在しない（甲 7 6 - 1）。同所を本店として登記しているのは、金属の研磨を業とする「山本研磨工業株式会社」という会社である（甲 7 6 - 2）。領収書に記載されている「山本一仁」なる人物も同社の代表取締役として登記されている。平成 2 7 年度と 2 8 年度の領収書には、「とんぼ製作所」の電話番号と F A X 番号が記載されているが、そこに記載されている F A X 番号（0 2 8 0 - 8 6 - 6 3 4 5）は山本研磨工業株式会社の F A X 番号と同一である。

原告は上記の本店所在地を現地調査したが、工場があるだけであった（甲 1 7 7）。

原告は、遠隔地であることを問題にしているのではなく、ホームページの開設・管理運営を業とする事業者である、という実態がまったく認められないことを問題にしているのである。ホームページの管理運営を業とする事業者であれば、自身のホームページを開設して営業をおこなう、というのが通常であるが、そのようなホームページの存在も認められない。

ウ さらに、市民クラブが提出している領収書も非常に不自然である。すべて手書きの領収書が発行され、年度ごとに同一の書式の用紙が用いられているが、領収書の日付は 2 月を除きすべて「3 0 日」とされている。遠隔地の事業者に対して、振込送金などの手段ではなく、現金で費用を支払った、というのは考え難いし、毎月、同じ日に費用を支払う、というのも不自然な行動である。ホームページの管理等を行う事業者である、というのに、領収書にはホームページのアドレスの記載すらない。

エ 「支出した」とされる金額も不自然である。

すなわち、石井議員は以下の金額を「支出」額として、それぞれ 2 分の 1 を計上しているが、以下のように、平成 2 9 年 1 1 月から 3 0 年 2 月までの間の「支払」額が 2 倍近くにあがっている。

平成 2 6 年度は 1 か月 9, 600 円×12 カ月を支出

うち 4,800 円×12=57,600 円を計上

平成 27 年度は 1 カ月 8,640 円×10 カ月を支出

うち 4,320 円×10=43,200 円を計上

平成 28 年度は 1 カ月 8,640 円の 12 カ月を支出

うちの 4,320 円×12=51,840 円を計上

平成 29 年度は 1 カ月 8,600 円×7 カ月と 1 カ月 15,050 円×4 カ月を支出

しかも、計上額が大幅に上がった直後（平成 30 年 3 月）に、石井議員が設けていたとする「石井くのにりオフィシャルサイト」が閉鎖された（丙 D 20）。サイトの閉鎖直前に支出金額が約 2 倍に上がる、というのも非常に不自然であり、金額の操作すら推測させる。いずれにしても通常の取引関係ではありえない事態である。

オ 丙 D 21、22 号証について

市民クラブは、今回、「とんぼ製作所」が発行したとする請求書（丙 D 21、22）を提出した。しかし、かかる請求書も不自然な点が多い。

すなわち、提出された請求書は断片的なものであるうえ、今ごろになって提出された経緯も明らかではない。しかも、黒塗りにする必要が全くないはずなのに、請求番号、事業者の電話・FAX 番号、請求金額、単価、金額が黒塗りされている。この請求書では、「HP 保守管理代<<平成 15 年 6 月 1 日>>・・・」という、通常であれば考えにくい誤記も混じっている。HP の作成事業者であるはずなのに、請求書の書式にはインターネットのホームページや電子メールのアドレスすら記載されていない。しかも、丙 D 22 号証のあて先は「石井くのにり後援会」となっており、後援会あてのものとなっている。

上記の請求書は、市民クラブがもともと提出していた領収書とも内容が矛盾している。すなわち、領収書は各月ごとに作成されているのに、丙 D 22 号証では 1 年分の請求となっており、「年間割引」との記載もある。明らかに 1 年分の費用を請求する内容となっており、市民クラブが提出している領収書と合致しない。

カ 丙 D 23 号証について

市民クラブは、石井議員が開設していた、とするインターネットのサイトを閉鎖した旨の資料のみを提出しているが、同議員が過去に掲載していたサイト<sup>2</sup>（甲 1

---

<sup>2</sup> 2014 年 7 月 3 日時点で掲示されていた内容。過去のウェブサイトのデータを収集保存している検索サイト（web.archive.org）において検索し特定したものであ

78)を見ると、同議員が「結いの党」の所属議員としてその活動を宣伝するものであったことがわかる。

使途基準運用指針では、ホームページ運営費（広報費）の支出について、「インターネットホームページ運営費は、会派の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際に係る一切の費用を対象とする」として、「インターネットホームページの開設者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする」と規定しているが、これらの定めは、議員個人が政治的な活動のためにおこなうホームページの管理費等に政務活動費を支出することを認めない趣旨と解される。上記のように、石井議員が開設していたホームページは、同議員が所属する政党の一員としての活動状況を紹介することを主とするものであり、たとえそのなかに議会での質問の状況などが混じっていたとしても、それを理由に「会派の広報活動」のための広報費と認める余地はない。同議員のホームページ運営費の「支出」はこの点でも違法である。

#### キ まとめ

以上のとおり、石井議員による「とんぼ製作所」に対する「支出」は、支出の内容が明らかに不自然であるだけでなく、使途基準が定める「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」に該当しない。

## 2 小関議員の広報費の支出（追加主張）

C17-477	12/26	小関	70,890	チラシ印刷費 おぜき重太郎議会レポート 12月 50,000部	・選挙活動 1ヶ月半後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙に向けての印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15 -3	260
C17-481	01/16	小関	68,620	チラシ印刷費 おぜき重太郎議会レポート 2018年1月 50,000部	・選挙活動 1ヶ月後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙のための	15 -3	261

る

					印刷費。議会報告を選挙 チラシにしている		
C17- 482	02/05	小関	174,528	チラシポスティング代 おぜき重太郎議会レポー ト12月号 40,400部 1 月にポスティング	甲179（平成30年収 支報告書）5頁に「政治 活動費」との記載	15 -3	268
C17- 487	03/07	小関	227,923	チラシポスティング代 おぜき重太郎議会レポー ト1月号 40,400部 2 月にポスティング	甲179（平成30年収 支報告書）5頁に「政治 活動費」との記載	15 -3	268

上記4件のチラシ印刷代とポスティング代は、小関議員が平成30年2月の市議会議員選挙の直前に配布したチラシのための費用である。かかるチラシの配布が、同議員の選挙活動のためのものであって、選挙活動に伴う経費の支出を禁止した運用指針に反していることについては、すでに原告準備書面（13）75頁において述べたとおりである。

これらの支出については、「重太郎後援会」という小関議員が代表を務める政治団体が、「政治活動費」として東京都選挙管理委員会に収支報告をおこなっていたことが今回、新たに判明した。すなわち、小関議員は、以下のように、上記の2件のポスティング代を後援会の政治活動のための経費（「宣伝事業費」）として報告しているのである（甲179、5頁）。

ポスティング            174,528円      30/2/5      有限会社らいふ  
ポスティング            227,923円      30/3/7      有限会社らいふ

収支報告書には印刷代についての記述がないが、ポスティング代が政治活動費であれば同じチラシの印刷代も政治活動費に該当することは明らかである。要するに、上記チラシは選挙のための宣伝を主たる目的としたものであって、政治活動のための経費である。本件訴訟で市民クラブがおこなっている主張が事実と反していることは上記の収支報告書からも明らかである。

### 第3 通信運搬費

#### 1 佐藤和彦議員による切手の購入

佐藤和彦議員がおこなった大量の切手の購入については、原告準備書面（15）30頁以下で述べたとおりであるが、市民クラブの準備書面（3）8頁以下での主張について補充的に反論をおこなう。

##### (1) 平成26年度の切手の購入について

市民クラブは、同議員による平成26年度の切手の購入について、平成27年1月27日に「議会報告34号」を郵送するために使用した、と主張し、同日付の郵便局の領収書3通（丙D25号証）を提出した。

しかしながら、上記の市民クラブの主張は、同議員が平成26年10月以降に3回に分けて大量の切手を購入したと経過が合致しない。日時が全くずれているのである。かろうじて、平成27年1月13日に購入した600枚の切手だけがチラシの「発送」時期に近接しているが、購入した切手（82円）が郵送代（丙D23によれば単価67円）と符合しない。市内特別郵便を利用して発送することを予定しているのに、82円切手を大量に購入するというのもあり得ない。

市民クラブが「発送した」とする上記のチラシは、いつ印刷されたのかが全く不明である。郵便局の領収書の発行日に近接する日（平成26年12月30日）にコムネッツ株式会社という印刷会社の領収書が提出され、87,156円が広報費として計上されている（甲12-3、382頁。この支出は本件訴訟の対象外）が、領収書には「挨拶状、活動報告の代金として」と記載されており、「挨拶状」の印刷代金を含むものになっている。何部印刷したのかもわからない。

また、市民クラブが上記チラシを「発送した」とする日（平成27年1月27日）は、同チラシを配布（ポスティング）した時期（平成27年2月16日にポスティング費用が支払われている（甲12の3、383～384））とも符合しない。

さらに、平成27年1月27日に郵便局において支払いに供した切手は合計8万6,328円にすぎず、佐藤議員が3回に分けて購入した切手代の合計10万6,800円とも符合しない。

以上のように、大量の切手の購入が「議会報告34号を送付するため」であったとする市民クラブの主張は、いくつもの点で事実経過と符合しておらず、上記の主

張を真実と認めることは困難である。

## (2) 平成27年度の切手の購入について

市民クラブは、平成27年度に購入した切手について、「主に町田市議会活動報告38号」の「郵送費の支払いのために使用された」と主張している。

しかしながら、発送のための郵送料を支払った際の領収書を提出していないし、いつ、何部発送したのかも明らかにしていない。「主に・・・」という記述からは、他の郵便物を送付したことがうかがわれるが、その点についても市民クラブは何ら具体的な主張をおこなわない。

また、原告準備書面(15)で述べたように、切手の購入時期と印刷代・ポスティング代との間に時期的な関連性が全く欠けている。すなわち、同議員は議会報告38号について以下の支出をおこなった。

38号(平成28年)

2月23日	『町田広告』	但 印刷代として	48,379円
2月23日	『町田広告』	但 ポスティング代として	22,680円

ところが、同議員が切手を購入したのは、平成28年1月12日(82円切手300枚の購入)、2月8日(82円切手300枚の購入)、3月15日(82円切手500枚の購入)であり、チラシの印刷・ポスティングの時期との間に全く関連性が認められないのである。

以上のとおり、佐藤議員による大量の切手の購入が活動報告の送付のためのものであったと認める余地はない。

## 2 電話代等

### (1) わたべ議員の電話代等の支出

市民クラブは、わたべ議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金は「含まれていない」

(ただし、C16-500、C17-494については「調査中」としている)。

家族の利用料金は「含まれていない」

しかしながら、同議員の支出については明細が付されていないものが大半を占めている。平成26年度の支出の一部(C14-592~597)に付されている明

細書を見ると、光ケーブルによる電話・テレビ（スカパーを含む）・サポート契約の料金であることがわかる。「ファミリ」という契約タイプ名からもわかるように、この契約は戸建て住宅において家族が電話・テレビ・インターネットなどの通信サービスを受けるための契約であって、一般家庭に広く普及している契約である。こうした回線がたとえ議員のための活動にも使われることがあったとしても、そのことをもって、自宅における通信費用が「会派のための調査研究活動のためのもの」に転化することはありえない。民間企業の従業員が自宅の固定電話（あるいは仕事専用以外の携帯電話）を仕事のために使うことがあったとしても、それによって自宅の固定電話料金や携帯電話の料金が会社の経費にならないのと同じである。

わたべ議員が支出の明細を提出していない分についても、同様の支出がなされていると推認される。

## (2) 谷沢議員の電話代等の支出

市民クラブは、谷沢議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金は「含まれている」

市民クラブは、同議員の通信費の明細書を提出しておらず、支出の内容は明らかになっていないが、同議員が提出している各月2枚の領収書・受領証のうち、「東日本ご利用分」と題するものが自宅固定電話料金であると推測される（携帯電話サービスはNTTドコモが提供、固定電話サービスはNTT東日本が提供している）。

自宅での固定電話料金について、市民クラブは、政務調査・政務活動と「合理的関連性がある」と主張するが、自宅における固定電話は政務調査・政務活動以外の議員活動（たとえば後援会活動）にも使われるし、本人が私的な目的で使用することも当然ある。さらに、同居の家族が私的な目的で使用することも予定されている。自宅の固定電話は一般家庭における標準的な設備であり、各議員が議員に就任する前から使っていたはずであり、議員に就任したことで毎月の料金が大幅に上がる、というのも考えにくい。そのような通信費は「政務調査・政務活動のために必要になったもの」とは言えない。上述したように、政務調査・政務活動のために使うことがあったとしても、それを理由に「政務調査・政務活動費のための経費」に転化する、ということはない。

また、谷沢議員をはじめ多くの議員が自宅の固定電話を自身の後援会（政治団体

として届出がなされている)の連絡先にしている(甲180)。谷沢議員も、自宅を社会民主党町田総支部として届け出た。これは、自宅の固定電話が政治的な活動のためにも使用されていることを示している。

また、携帯電話(N T T ドコモ)の料金部分についても、肝心の電話番号が黒塗りされているため、誰が使用している携帯電話であるかさえわからない。そこからは、政務調査・政務活動との関連性を認めようがない。その点を措くとしても、議員による携帯電話の使用は、政務調査・政務活動のため以外にも、政治的な活動や家族・友人とのやり取りなど多岐にわたっていることからすれば、たとえ政務調査・政務活動のために携帯電話を使うことがあるとしても、それによって使用料金の全額を「会派がおこなう政務調査・政務活動のために必要な通信運搬に要する経費」と認めることは困難である。市民クラブは、支出した通信費がすべて政務調査や政務活動を目的としたものである、との前提で支出額の全額を計上しているが、携帯電話では家族など第三者の利用が考えにくいことを考慮に入れても、携帯電話の使用料金のうち政務調査・政務活動との間の合理的関連性を認められるのは4分の1に限られると解される(按分)。

市民クラブは、運用指針において通信費の上限が月12万円(政務調査費)または年24万円(政務活動費)とされていることを根拠に、上限以内であれば支出全額の計上が認められるかの如き主張をおこなっているが、「月(平均)2万円」という金額は1個人が支出する携帯電話・インターネット回線の使用料としてはすでに相当高額であって、上限内におさまっていることをもって「(当該支出が)政務調査・政務活動のための必要な経費と認める」ことは困難である。

### (3) 石井議員の電話代等の支出

市民クラブは、石井議員の電話代等について以下のように主張している。

家族の利用料金は「含まれていない」

携帯機器の分割代は「一部含まれているが除外して計上した」

同議員の電話代は、ソフトバンクモバイルにおける携帯電話料金である。各月の請求料金はかなり高額であり、2万円を超す月も混じっている。

市民クラブは、3つの電話番号のうち2つはW i f iのために割り当てられた番号である、との主張をおこなうが、主張の根拠となる資料は一切提出していない。

ソフトバンク社からは明細書が届いているはずであり、そこには契約内容の明細が記載されているのであるから、「2つはW i f iの番号である」と主張するのであれば、その根拠となる資料（明細書）をすみやかに提出すべきである。

同じことは、同議員が「除外した」としている家族の携帯電話料金にもあてはまる。同議員によると推測される手書きのメモ（甲15-4, 325頁）には、確かに「家族分携帯」という書き入れがあり、ソフトバンク社の支払証明書の記載額より少ない金額が計上された形跡があるが、同社が発行した明細書がなければ正しい計算がなされたのか否かを確認しようもない。市民クラブは主張の根拠となる資料（明細書）を提出すべきである。

なお、同議員の支出（C16-498）のなかには、機種変更のための費用6000円が含まれている。機種の変更費は、携帯機器のための費用であって、「通信費」には該当しない。したがって、かかる費用を政務活動のための経費と認める余地はない。

#### **(4) 田中議員の電話代等の支出**

市民クラブは、田中議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金は「含まれている」

家族の利用料金は「一部含まれているが除外して計上した」

携帯機器の分割代は「一部含まれている」

同議員の通話代は、KDD I社（au）における「ひかりホーム」契約の料金である。内訳は、電話サービス（LETプラン）・定額データ通信サービス（LETフラット）、インターネット接続サービス（LETNET）、および、インターネットプロバイダ（ニフティ）利用料、携帯機器分割代（月2205円）などを合計したものである。毎月の請求額は2万円を超していることが多いが、同議員はそのうち1万5000円を政務調査・政務活動費として計上している。

わたべ議員に関して述べたように、田中議員が契約している通信サービスも、一般家庭に広く普及している通信サービスのひとつであり、固定電話やインターネット通信などを家族が共有することを予定し、議員個人も私的な目的や政治活動のためにも用いることを前提としたものであるから、こうした通信サービスの費用を「会派がおこなう政務調査・政務活動のための必要な経費」と認める余地はない。

また、市民クラブは、平成27年1月分までは家族の携帯電話の電話料金が「含まれるが除外して計上した」としているが、同議員の通信費の内訳を示す資料が提出されているのは平成26年度のみであり、翌27年度以降については内訳が全く不明である。

なお、同議員の平成27年5月までの電話代に含まれていた毎月2205円の携帯機器代金（分割金）については、修正届が提出されたのでこれ以上論じない。

#### (5) 森本議員の電話代等の支出

市民クラブは、森本議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金は「含まれている」

家族の利用料金は「含まれていない」

ところが、市民クラブは、同議員の通話代は内訳を全く明らかにしようとしな

す。すなわち、同議員のNTTファイナンスに対する支払いについては、明細書が一切添付されておらず、何の支払いなのかが全く不明である。市民クラブは自宅での固定電話が含まれることを認めているが、7000～8000円という金額に照らすと、テレビ回線などの通信費用も含むと推測される。いずれにしても、一般家庭における通信費用というべきものであって、会派がおこなう政務調査・政務活動のための経費とは認められない。同議員は自宅の固定電話を自身の政治団体（後援会）の連絡用に使っている（甲180）。

また、同議員のNTTドコモに対する支払いについては、名義人不明の預金通帳の断片が提出されているだけである。NTTドコモからは毎月、請求書が届いているはずであるが、それらは一切提出されていない（提出しない理由も明らかにされていない）。とくに、同議員の平成28年度の支出（C16-496）（甲14-4、495～508頁）、平成29年度の支出（C17-493）（甲15-4、350～353頁）に至っては、名義人不明の預金通帳の断片がただ張り合わされているだけであり、内訳はおろか、誰の支出なのかも全く不明である。こうした紙片の提出をもって、「領収書の提出」と認める余地がないことは明白である。

市民クラブは、同議員のNTTドコモに対する支払いについて、市民クラブは2回線分のものであることを認めている。この点、市民クラブは、1つの電話端末で2つの電話番号を切り替えて使うためのもの（「2in1」）である、としているが、

主張を裏付ける資料を一切提出しない。NTTドコモのサイト（甲181）を見ると、「2 in 1」という機能は、複数の電話端末を持たなくても、一つの電話端末において送信アドレスや使用料金などを区別するためのものであることがわかる。ドコモのサイトでは、仕事とプライベートの区別などの使い方が紹介されている。しかし、議員がおこなう政務調査・政務活動において2つの回線を区別する必要が生じることは考えにくいし、市民クラブの所属議員がこうした区別をおこなっていた形跡も全く認められない。そのなかで、同議員がかかる区別をおこなうために「2 in 1」の契約を結んだとは考えにくい。

資料が提出されない以上、もう1回線は家族が使用していた、と認めるのが自然である。運用指針が2台目の携帯電話の通信費の計上を認めていない趣旨に照らしても、少なくとも2台目の通信費について議員活動との間の合理的関連性を認めることは困難である。

また、仮に森本議員が上記の使用契約を結んでいたとしても、それは両回線の通信料金をすべて政務調査・政務活動費に充当することを正当化するものではない。上記のような使い分けをしていたのであれば、政務調査・政務活動費として計上することができるのは、政務調査・政務活動のために用いていた回線の料金だけである。両者を政務調査・政務活動費として計上することが許されるはずはない。

## (6) 戸塚議員の電話代等の支出

市民クラブは、戸塚議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金は「含まれている」

家族の利用料金は「含まれていない」

ところが、市民クラブは、森本議員の場合と同様に、戸塚議員の電話代の支出についても、通話代の内訳を示す資料を一切提出していない。家族の通信料金が「含まれない」とするが、それを裏付ける資料も全く存在しない。

それどころか、市民クラブが提出しているのは、名義人不明の預金通帳の断片にすぎない（甲13-4、503頁以下）。わかるのは「電話 DCMXクレジット」という名目で、何者かの預金から引き落としがなされた、という事実だけである。こうした内容不明の資料の提出を「領収書の提出」と認める余地はない。

しかも、引き落とし金額を見ると、1万円程度のものから4万円を超えるものま

であり、金額も大きく変動している。引き落とし金額からは、通信費以外の支出分も混入していることも強く推測される。電話代だけでなくテレビ回線などの通信費用、機器の分割代金などを含んでいる可能性もある。また、同議員も自宅の固定電話を自身の政治団体（後援会）の連絡用に使っている（甲180）。

いずれにしても、上記の資料から、会派がおこなう政務調査・政務活動のための経費であると認める余地はない。

なお、市民クラブは、準備書面（3）10頁において、同議員の携帯電話料金が「比較的高額」であることの理由として、同議員が「町田青年会議所の副理事長を務めるとともに、会派の代表も務め、政務活動を行うにあたって各方面への連絡に携帯電話を多用していたため、利用料金が高額になっていた」との主張をおこなっているが、町田青年会議所の役員としての活動は会派がおこなう政務調査とは言えない（上述）。市民クラブは、戸塚議員が会派の代表として忙しく活動していた、ということを持ち出しているが、そこで言われている「活動」の中身は議会活動にほかならず、それをもって「会派のおこなう調査研究」と言うことはできない。

市民クラブの主張は、携帯電話料金の仕組みに照らしても明らかに前提を欠いている。すなわち、戸塚議員が支出しているような、月1万円を超える高額な携帯電話料金は、使用量に左右されない「無制限」という料金メニューであることが大半である。これは、比較的高額の通話料金を支払うことと引き換えに、通話量にかかわらず一定の通話料金を支払うという契約であり、こうした契約では、「携帯電話を多用していたため利用料金が高額になる」などという事態はそもそも生じない。市民クラブは、戸塚議員がどのような料金メニューを選択していたのかを全く明らかにしないが、その点を明らかにすることなく、上記のような主張をおこなっても意味がない。

#### **(7) 小関議員の電話代等の支出**

市民クラブは、小関議員の電話代等について以下のように主張している。

家族の利用料金は「含まれていない」

ところが、市民クラブは、小関議員についても支出の内訳を示す資料を一切提出しない。提出しているのは、名義人不明の預金通帳の断片にすぎない（甲13-4、575頁以下；甲14-4、521頁以下；甲15-4、317頁以下）。わかる

のは、何者かの口座から「NTTドコモ」による引き落としがなされた、という事実だけであり、かかる資料の提出をもって「領収書の提出」と認めることは不可能である。

市民クラブは、引き落とし金額が「1万円前後」としているが、1万円以下で推移しているのは平成29年度のみだけで、同26年度、27年度、28年度の方は2万円近いものも多く混じっている。中には2万5000円を超しているもの（平成27年6月分、甲14-4、577頁）も存在する。1台の携帯電話通信料としてはありえない金額であり、通信料以外の支払いも混入していることを伺わせる。同議員も自宅の固定電話を自身の政治団体（後援会）の連絡用に使っている（甲180）。

いずれにしても、小関議員による通信費の支出については、「領収書の提出」が欠けているほか、会派がおこなう政務調査・政務活動のための経費と認める余地もない。

#### **(8) 河辺議員の電話代等の支出**

市民クラブは、河辺議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金について「含まれている」

家族の利用料金は「含まれていない」

市民クラブが提出している河辺議員の資料は、NTTドコモに対する支払い（甲14-4、473頁）とNTT東日本に対する支払い（同474頁以下）の2つがある。前者は携帯電話の通信代等、後者が固定電話の通信代等と推測される。しかし、これらの内訳を示す資料が添付されておらず、料金の内訳が全くわからない。

NTTドコモの携帯電話料金を見ると、月2万円を超えるものも多く含まれ、3万8223円という支出額も存在する。これらが、1台の携帯電話の通信料であるとは到底考えられず、家族の利用料金などの混入を強く推測させるものになっている。

NTT東日本の通信料も、毎月8000円を超えており、固定電話の料金だけでなく、他の通信サービスの料金が含まれると推測される。同議員も自宅の固定電話を自身の政治団体（後援会）の連絡用に使っている（甲180）。

こうした河辺議員の通信料の支出について、会派がおこなう政務調査・政務活動

のための経費と認める余地はない。

#### (9) 佐藤和彦議員の電話代等の支出

市民クラブは、佐藤和彦議員の電話代等について以下のように主張している。

自宅固定電話料金について 主張なし

家族の利用料金は「含まれていない」

市民クラブが提出している佐藤議員の資料は、クレジットカードによるKDDIに対する支払額を記載したもの（甲12-4、452頁）、同社における回線使用料金を記載したもの（甲14-4、444頁）、クレジットカードの明細書（甲14-4、445頁以下）からなる。いずれも明細書の添付がなく、内容は一切不明である。

市民クラブは、家族分の通話料金が「含まれていない」とする根拠として、甲12-4（452頁）の明細における「au電話番号」の欄には「複数の電話番号が記載されているとは考えられない」と主張するが、請求書には代表の電話番号が記載されるのが通常であり、複数の電話（番号）の使用料金が含まれることを否定する根拠にはならない。1万5000円近い請求金額からしても、1台の携帯電話の料金とは到底考えられない。

市民クラブは、平成26年度分の料金についても、甲14-4（444頁）に「回線単位のご利用料金を記載した」と記述されていることをもって、「家族の利用分を含まない」としているが、そこには「料金のお支払額を証明するものではない」と明記されており、同議員が記載された金額の支払いをおこなったことを示すものではない（記載された額より少なかった可能性もあるし、他にも利用回線があれば料金は逆に高くなる）。また、同年度の1月以降の支払額はいずれも1万数千円にのぼっており、前年12月迄の料金を大きく上回っている。1台の携帯電話の使用料金とは認めがたい金額である。

いずれにしても、市民クラブが提出している資料からは、家族分の料金の支払いの可能性を排除できないし、携帯電話機器の料金（分割払い）が含まれている可能性も同様に否定できない。また、少なくとも平成28年度の4月から12月までの料金については、実支出額を示す資料が一切提出されておらず、「領収書の提出」がなされたとは認められない。同議員も自宅の固定電話を自身の政治団体（後援会）

の連絡用に使っている（甲180）。

以上のとおり、佐藤和彦議員の電話代等の支出について、会派がおこなう政務調査・政務活動のための経費と認める余地はない。

#### (10) 支出した議員名が明らかにされていない支出

市民クラブは、支出をおこなった議員別に主張をおこなう一方で、以下の支出については、いまだに支出をおこなった議員名すら明らかにしていない。

C16-492（甲14-4、448～460頁）

C17-490（甲15-4、326～337頁）

以上の支出については、自宅での固定電話使用料が「含まれる」とされているが、市民クラブは支出した議員名を明らかにせず、具体的な主張もおこなわない。議員名を明らかにしたうえで、支出に関する主張をおこなうべきである。

かかる支出をおこなわない以上、支出内容が全くわからない上記支出について、会派がおこなう政務調査・政務活動のための経費と認める余地はない。

以上